業務部速報



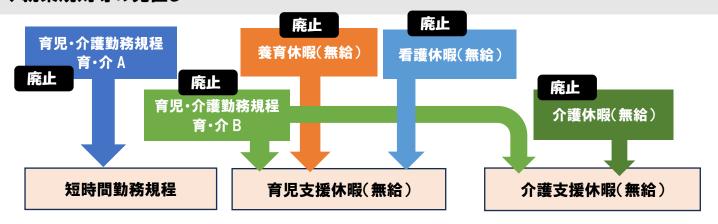
No. 36

発行 24.12.7

JR東労組 業務部

仕事と育児・介護の両立、柔軟な働き方等の さらなる推進について 12/4 提案を受ける ①

◆就業規則等の見直し



短時間勤務規程

短時間勤務は1日の所定労働時間を6時間とする

対象者	提示書類	期間
小学校6年生の年度末 までの子(養子等を含 む)と同居し、養育す る者	同居する子の出生を証明 する書類/同居する子が 養子等である場合はその 事実を証明する書類	小学校6年生の年度末 までの原則として暦 月を単位とした会社 が認めた期間
難病や障害のある子 (養子等を含む)と同 居し、養育する者	同居する子の出生を証明 する書類/難病や障がい のある子である事実を証 明する書類/同居する子 が養子等である場合はそ の事実を証明する書類	原則として暦月を単 位とした会社が認め た期間
介護休職規程第3条に 規定する要介護者を有 する者のうち、当該要 介護者の介護その他の 世話を必要とする者	当該要介護者が要介護状態にある事実を証明する 書類/当該要介護者が養 父母等である場合はその 事実を証明する書類	当該要介護者1名に つき、最初に短時間 勤務を取得する日か ら3年に達するまで の間で会社が認めた 期間
原則として障害者手帳 が交付されているもの のうち、短時間勤務の 配慮を必要とする者	障害者手帳等障がいの事 実を証明する書類/短時 間勤務の配慮が必要な事 実を証明する書類	原則として暦月を単 位とした会社が認め た期間

障害者手帳を交付されている社員も短時間勤務が利用できるようになります。

介護休職等の見直し

休職期間を 1 年以内から 2 年以内に延長。退職前提休職を廃止

就業制限の見直し

子を養育する社員の所定外労働時間の制限期間を 3 歳までから小学校就学の式に達するまでに拡大

育児支援休暇(無給休暇)

子(養子等を含む)と同居する社員が、当該子の養育又は看護等を必要とする場合

- ア 小学校6年生の年度末までの子の養育等・・・1 箇月 につき 10 日以内の必要な時間★又は日
- イ 難病や障がいのある子の養育等・・・1 箇月につき 10 日以内の必要な時間又は日
- ウ 小学校 6 年生の年度末までの子の負傷又は疾病に 看護等・・・1 年度につき 5 日以内の必要な時間又は 日(2 名以上の場合は、1 年度につき 10 日以内の必 要な時間又は日)

介護支援休暇(無給休暇)

介護休職規程第3条に規定する要介護者を有する社員が、当該要介護者の介護その他の世話を必要とする場合

- ア 要介護者 1 名につき 1 年度において 5 日以内の必要な時間又は日(2 名以上の場合は、1 年度につき 10 日以内の必要な時間又は日)
- イ 要介護者 1 名につき社員が当該休暇(前アを除く)を 最初に取得した日から3年に達するまでの期間 1 箇月 につき 4 日以内の必要な日※アとは別に取得可

育児支援休暇·介護支援休暇は時間単位での取得が可能。ただし、★は1箇月につき8時間以内の必要な時間

保存休暇の見直し

8つあった取得要件の撤廃